

資料提供 令和6年3月18日 室名 自然環境課 担当 田中 内線 2930 直通 082-511-6705	資料提供 令和6年3月18日 室名 農林水産局 担当 向井 内線 3502 直通 082-513-3502
--	--

野鳥における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について

1 要旨

北広島町で、3月16日（土）に死亡野鳥（カラス3羽）が回収され、死亡野鳥の簡易検査により、このうち1羽について、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が検出された。

（3月16日に殺処分が完了した農場の半径10km圏内の外側の地域）

2 経緯

3月16日（土） 県民から通報があり、カラス3羽の死亡個体を同日回収

3月18日（月） 死亡野鳥の簡易検査により、陽性反応を検出

3 今後の対応

- 家きん農場については、回収地点の半径3km以内の農場に立ち入り検査を行う。
- 周辺地域については、環境省が死亡野鳥回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の大量死がないかどうかなど、監視を強化*する。
- 鳥取大学において遺伝子検査（確定検査）を実施し、高病原性鳥インフルエンザの陽性・陰性を確定する。（陽性の場合、約1か月間監視を強化する。）

※（野鳥の調査について）

期 間	高病原性鳥インフルエンザの陽性確定後
対象区域	野鳥監視重点区域内における渡り鳥の飛来地（ため池やダム湖等）
調査内容	環境省が定める「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」に基づき渡り鳥飛来状況・鳥類相調査、大量死や異常行動の有無等について職員が現地を確認する。

4 その他

県政記者クラブ及び県ホームページを通して情報提供するとともに、次の内容を県民に周知する。

- （1）鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- （2）死亡した野鳥を発見した場合には、手で触らず、各農林水産事務所（各農林事業所）林務（第一）課へ連絡してください。
- （参考）野鳥との接し方について
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf
- （3）現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。